池田市 都市整備部 審查指導課

(代) 072-752-1111 (内 366 · 368 · 369)

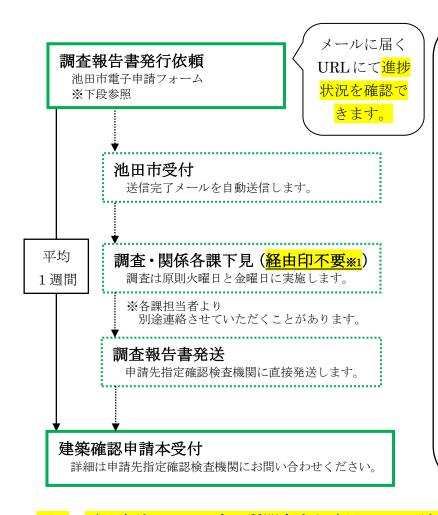
審査指導課専用アドレス: ikeiyu-shinsa@city.ikeda.osaka.jp

建築確認申請の手続きについて

本紙は池田市内で建築確認申請する場合においての手続きの概要を記載しています。詳細や不明な点は必ず事前に審査指導課または担当部局へお問合せ下さい。また、建築計画や工事計画については近隣の方々への周知、配慮したものとし、良好なまちづくりへのご協力をお願い致します。

※原則<mark>電子申請のみ</mark>

調査報告書発行依頼の流れについて(電子)(指定確認検査機関へ提出する場合)



<提出書類>

所定の質問にご回答の上、 以下の資料をアップロードしてください。

- ① 調査報告書発行依頼書 1部
- ② 確認申請書(市控) 1部 (正本と同じもの一式)※構造計算書、構造図は不要です。 排水計画図以外の設備図は不要です。
- ③ 官民境界明示 (敷地に官地が接する場合必要) (42-1-1 道路の明示は不要)
- ④ (狭あい道路事前協議書)
 - ※建築主が個人の方で後退が発生する場合 のみ提出
 - ※下記 A~C は市に提出不要
 - A 確認申請書 (正・副)
 - B 建築計画概要書
 - C 建築工事届

※1 電子申請フォーム内の質問内容を確認し、必要な協議を事前に済ませておいてください。 調査報告書の発行は各課協議が終了してからになります。

★池田市ホームページ等のご案内

審査指導課のページ (業務内容、各種手続き案内、 各種様式等)



いけだデジタルマップ (建築基準法上の 道路種別等)

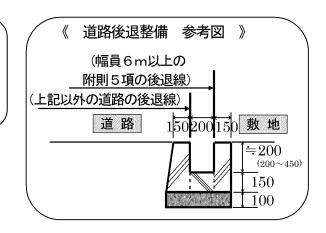


オンライン申請一覧回 (調査報告書 発行依頼等)



《側溝への蓋掛けを計画するにあたっての留意事項》

敷地出入口部等で側溝への蓋掛けを計画するにあたり、道路法第32条及びその他関係法令に基づく占用申請の手続きが必要となる場合がありますので、土木管理課と事前協議を行って下さい。



参考資料(池田市における建築計画に関する制限内容の抜粋)

一多一方具十十(池田中におりる建築計画に関する制成内谷の抜件)														
		道路幅員 制限	54条	55条	56条			56条の2		規制時間(規制時間の算定は 冬至日のAM8時~PM4時まで)				
用途地域	建ペい率 /容積率	(容積率)	外壁 後退	絶対 高さ	道路 斜線	隣地 斜線	北側 斜線	日影	日影 測定 高さ	第一種 高度 地区内	第二種 高度 地区内	高度地区 指定なし	防火 地域	
第一種 低層	50%/100% 60%/150%		1.0m ※1	10m			5m +1:1.25 (※2)	軒高7m超、 地階を除く階数 が3以上	1.5m	3h, 2h 4h, 2.5h				
第一種中高層	60%/200%	道路幅員 ×40%	道路幅昌					10m +1:1.25			3h, 2h	4h, 2.5h		
第二種中高層	60%/200%				1:1.25	20m	(※2,※3)	高さ10m超	4m					
第一種 住居	60%/200% 60%/300%			+1:1.25	,		4h、2.5h	5h, 3h	5h, 3h					
第二種 住居	60%/200% 60%/300%				1			4h, 2.5h	5h, 3h	5h, 3h				
近隣商業	80%/300%												準 防火	
商業	80%/400%	道路幅員			1:1.5	31m							防火	
準工業	.													
工業	60%/200%	× 60%				+1:2.5								
市街化 調整区域 ※4	00% / 200%							高さ10m超	4m			4h、2.5h		
70\ T														

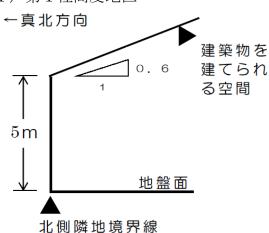
- ※1…地域によって道路に接する部分を除く北側隣地境界からのみ規制がかかる場合があります。都市計画図等で確認して下さい。
- ※2…この他に高度地区の規制がかかる場合があります。ご留意ください。
- ※3…日影規制の制限がある区域は対象外となります。(高度地区の規制は対象です)
- ※4…市街化調整区域について、別途建ペい率等の指定がされている場合がありますので留意してください。
- ※他の規制もありますので、ご確認ください。

高度地区のご案内

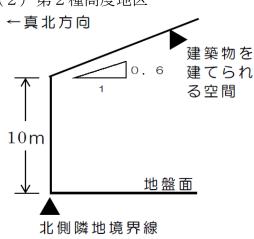
池田市では住居系の用途地域のうち、第1種低層住居専用地域と第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域の全域、及び第1種住居地域、第2種住居地域の一部の区域に高度地 区を指定しています。

高度地区の斜線制限(高さ制限)

(1) 第1種高度地区



(2) 第2種高度地区



土地利用や建築等をする際の手続き案内

建築計画をする場合には建築基準関係規定、その他関連法令、条例、要綱、指導基準等、様々な適合すべき基準があります。これらのうち事前に手続き等が必要で一般的なものを表に掲げています。該当する事項については担当部局にて協議、手続きを行って下さい。「確認申請書への処理」欄の事項については確認申請の受付時(仮受付時)にチェックをします。未処理の場合は受付や確認処分が出来ない場合がありますので注意してください。

■都市整備部 審査指導課で行う手続き

	関連する手続き	確認申請書への処理	対象建築物等 (詳細については HP リンク先をご確認ください)	ホームページ リンク	担当課·連絡先
	敷地の接道義務 (法43条関係)	42 種別図面表記 43 許可写添付	敷地周辺の道路等については道路台帳にて建築基準 法上の扱いの確認要「未判定」の場合は事前協議要	いけだデジタルマップ - 地図 - (sonicweb asp.ip) 建築基準法に基づく許認可について / 池田市 (city.ikeda.osaka.jp)	
	上記以外の許認可	()写添付	許認可等を受けて確認申請をしようとする場合	建築基準法に基づく許認可に ついて/池田市	
	定期報告台帳の作成	_	対象建築物(特定建築物)は、申請時に定期報告台帳 を作成し提出	建築物及び昇降機などの定期 報告制度について/池田市 (cityikeda.osaka.jp)	
建築	防災計画書の作成	受理通知書写添付	大規模な建築物の防災計画書の作成	=	
基準法	指定性能評価機関 による任意技術評定 (構造耐力関係)	審査報告書添付	高層建築物(45m超 60m以下)その他建築主事が構造の安全性を判断することが困難な建築物、工作物の任意評定	06 ★【1 章】P57·近畿建築行 政会議構造等審查取扱要 但.docx (osaka.lg.jp)	
関	建築協定	承認書写添付	伏尾台に建築協定区域有り 建築協定内容等の問合 せ、運営委員会の承認が必要	建築協定等/池田市 (citvikeda.osaka.jp)	
係	道路後退整備	図面表記	「法42条2項」「附則5項」道路の後退方法、側溝の整備形態等について協議要(市道・市管理道路・里道等は道路・河川課及び下水道工務課と協議)	=	
	狭隘道路整備要綱 (事前協議)	事前又は同時提出	「法42条2項」「法43条2項」「附則5項」に規定する道路又は空地のうち、市道、市管理道路、市管理水路・ 里道等に接する場合は事前協議要(制度の概要、事前協議の用紙、手続き案内は窓口にあります)	様式第 1 号(第7条2項関係) (city:ikeda.osaka.jp)	
都市	法29条関連	()写添付 □許可不要証明写添付	市街化区域内で敷地が 500 ㎡以上の場合 市街化調整区域内の場合	開発許可(都市計画法)について / 池 田 市 (citvikeda.osaka.ip)	
計画	法43条関連	()写添付 許可不要証明写添付	市街化調整区域内で建築する場合	=	
法	法53条関連	許可写添付	都市計画施設内に建築する場合	都市計画施設等の区域内にお ける建築について/池田市 (cityikeda.osaka.jp)	
大阪	バリアフリー法 反府福祉のまちづくり条例	チェックリスト添付 事前協議書写添付	特別特定建築物(条例で付加されたものを含む)は「建 築物移動等円滑化基準チェックリスト」の添付・対象建 築物についての事前協議等	https://www.pref.osaka.lg.jp/o1 30170/kenshi,kikaku/fikushi,to p/jigyosya-muke.htm#1	6 審査指導課 階 754-6339
	長期優良住宅建築等 計画の認定	_	長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講 じられた優良な住宅について、その建築及び維持保全 に関する計画を認定	長期優良住宅建築等計画の認定 について/池田市 (citvikeda.osaka.ip)	
但	低炭素建築物の新築等 計画の認定	省エネ基準適合義務の建築物 は認定通知書を添付	低炭素化のための措置が講じられた建築物の新築等 計画を認定	低炭素建築物新築等計画の認 定制度について/池田市 (citvikeda.osaka.jp)	
建築物省エネ法に基づく 省エネ適合性判定・届出		_	原則全ての新築住宅・非住宅の新築、増改築に省 エネ適合義務が適用	連築物省エネ法に基づく手続 き につ いて / 徳 田 市 (cityikeda.osaka.in)	
建	整物省エネ法に基づく 性能向上計画認定	省エネ基準適合義務の建築物 は認定通知書を添付	省エネ基準を上回る高い省エネ性能を有する建築物 の計画について、認定を受けることにより、容積率の 特例等の優遇措置を受けることができる制度		
	建設リサイクル法	届出	一定規模の新築、解体工事での建設廃材に関する届 出	建設リサイクル法に基づく届 出の提出について/池田市 (cityikeda.osaka.jp)	
住宅建設等指導要綱		_	住宅に関する指導(敷地面積等)	untitled (city.ikeda.osaka.ip) 池田市環境保全条例の指定事	
	池田市環境保全条例 指定事業事前協議	_	指定事業に該当する場合、関係各課との事前協議及 び周辺住民への周知説明	業について/池田市 (cityikeda.osaka.jp)	
	ラブホテル建築規制条例	_	旅館等についての協議	池田市ラブホテル建築規制条例について/池田市(city.ikeda.osaka.jp)	
その他		_	満寿美町内の建築での自治会との協議	=	

<mark>■関係部局で行う**事前手続き**</mark>

		T		T	
関係する手	続き	確認申請書への処理	対象建築物等 (詳細については HP リンク先をご確認ください)	ホームページ リンク	担当課·連絡先
都市計画道路境		明示写添付	都市計画道路境界明示に関すること	明示申請/池田市 (city.ikeda.osaka.jp)	
国道 176 号沿道均 計画	也区 地区	届出写添付	区域内行為の届出	国道 176 号沿道地区地区 計画について/池田市 (city.ikeda.osaka.jp)	
大阪国際空港北均 計画	也区 地区	届出写添付	区域内行為の届出	池田市大阪国際空港北地 区地区計画について/池 田市 (city.ikeda.osaka.jp)	都市政策課
大阪府景観	条例	届出写添付	計画区域で一定規模以上の建築物・工作物が対象	景観条例に基づく届出に ついて/池田市 (city.ikeda.osaka.jp)	754-6262
大阪府屋外広告	物条例	許可写添付	屋外広告物に対する規制、許可	屋外広告物の許可申請に ついて/池田市 (city.ikeda.osaka.jp)	754-6283
池田室町住民		_	室町におけるまちづくりについての申し合わせ等	住民憲章/池田市 (city.ikeda.osaka.jp)	
	<u> </u>	_	荘園におけるまちづくりについての申し合わせ等	池田市立地適正化計画/	
立地適正化	計画	経由印	都市再生特別措置法に基づく届出	池田市 (city.ikeda.osaka.jp)	
駐車施設の確保に 導基準	関する指	-	駐車場、駐輪場の確保すべき基準	Etrikeda.osaka.jp 駐車場、駐輪場の設置基 準について/池田市 (city.ikeda.osaka.jp)	交通道路課 754-6274 754-6281
狭隘道路整備	妻綱	事前協議書に経由印	寄付、無償使用、自主管理および助成の手続 (事前協議書は土木管理課の経由印、審査指導課で 受付)	https://www.city.ikeda.osa ka.jp/soshiki/toshiseibibu/ doboku/dourokanri/141593 1870226.html	
道路後退整備		_	側溝への蓋掛けを計画するにあたっての留意事項		
交通安全施設設置		_	防護柵、道路反射鏡、区画線、道路照明等の基準		
車両出入口部の	设置基準	_	車両の出入口に関する基準	明示申請/池田市	土木管理課
境界明示·道路	各占用	明示写添付 占用許可写添付	市道、市管理道路、里道、市所有水路、指定建築線 (幅員6m以上のもの)等	例が甲謂/他田市 (city.ikeda.osaka.jp)	エバ自生味 754-6273 754-6270
呉羽の里住宅地桜憲章		_	呉羽の里住宅地(旭丘二丁目付近)における道路内 の桜の維持・保全		
水路占用]	占用許可写添付	準用河川・水路占用申請、許可、更新手続き	法定外公共物(水路)の占 用関係/池田市	
水路等の事前協議		経由印	水路等に関する事前協議(水路に接する場合等)	(city.ikeda.osaka.jp)	
土砂災害防.	止法	_	土砂災害特別警戒区域等の確認	大阪府土砂災害防止法に ついて/池田市 (citv.ikeda.osaka.jp) 五月山景観保全条例/池	6 階
五月山景観保金	全条例	許可写添付	規制区域内の建築行為規制、許可	<u>田市</u> (city.ikeda.osaka.jp)	
緑化協定等の技術基準		経由印	緑化協定等の技術基準	緑化協定書・緑化計画書 について/池田市 (city.ikeda.osaka.jp)	
風 致 地 区 内	鼓 ヶ 滝 地区			風致地区内行為許可申請 畫/池田市 (city.ikeda.osaka.jp)	
における建築 等の規制に関 する条例	池 田 山地区	経由印	風致地区内の行為規制、許可		みどり農政課 754-6152
	待 兼 山 地区			国道 176 号沿道地区地区	754-6686 754-6275
国道 176 号沿道	地区計画	証明書写添付	緩和を受ける場合の緑化等適合証明申請	国道 176 号福道地区地区 計画について/池田市 (city.ikeda.osaka.jp)	
公園整備の技術	析基準	_	公園整備などの技術基準		
都市計画公園	明示	明示写添付	都市計画公園明示の手続き		
都市公園境界	確定	確定図写添付	都市公園境界確定の手続き		
生産緑地法		_	指定地での建築行為規制	生産緑地制度について/ 池田市 (city.ikeda.osaka.jp)	
農地転	用	_	農地等からの地目変更の手続	農地相談・許可など/池 田市 (city.ikeda.osaka.jp)	農業委員会事 務局 754-6152
特定建設作業	実施届	届出	特定建設作業実施による届出	特定建設作業実施届出書 /池田市 (city.ikeda.osaka.jp)	
大気汚染防.	止法	届出	特定施設の設置や、特定粉じん排出等作業の届出	大気関係 施設設置等の 届出/池田市 (city.ikeda.osaka.jp)	環境政策課 754-6242
土壌汚染対策	法等	届出	敷地面積3000㎡以上又は工場等の跡地が対象	土壌汚染関係の届出/池 田市 (city.ikeda.osaka.jp)	754-6240 754-6647
騒音規制法•振動	助規制法	届出	特定施設の設置の届出	騒音・振動に係る特定施 設及び届出施設の届出に ついて/池田市 (citv.ikeda.osaka.jp)	

1.55\7\000			水質関係 施設設置等の		
水質汚濁防止法	届出	特定施設の設置の届出	<u>届出/池田市</u> (city.ikeda.osaka.jp)		
水道法	届出	簡易専用水道の設置の届出	簡易専用水道/池田市 (city.ikeda.osaka.jp)		
店舗立地状況の調査	経由印	物販店舗を含む建築物の報告			商工振興課
大規模小売店舗立地法	_	小売店舗面積の合計が 1000 ㎡超は事前相談		7	754-6241
		①製造業、電気・ガス・熱供給業(水力、地熱発電所		階	754-6230
工場立地法	_				754-7005
		②工場の敷地が 9000 m以上、建築面積 3000 m以上	周知の埋蔵文化財包蔵地		社会教育課
			(遺跡) 内で建築・土木 工事等を行おうとする場		社会教育課 754-6295
文化財保護法	経由印	埋蔵文化財包蔵地内の事前届出	合の手続きについて/池		754-6674
			<u> 田市</u> (city.ikeda.osaka.jp)	5	754-6480
				階-	学校教育推進
通学路に係る指導等	_	通学路等に係る建築についての指導等			課
					754-6293
行政協定		隣接市との境界上に建設等を行う際の、建築申請時の東発を持ちればる民者等に対する。		4	行政管理課
1]以励足	_	の事務手続き及び入居者等に対する行政サービスの 明確化		階	754-7003
					総務課
支发物 支撑接用的子	明示写添付	本方地			754-6220
市有地、市域境界明示	97小子你们	市有地、市域境界			754-6260
					754-6444
境 界 明 示	明示写添付	 府道等、一級河川	池田土木事務所/大阪府 (おおさかふ) ホームペ		
境 外 坍 小	切か予修門	州追寺、一板州川	ージ [Osaka Prefectural Government]		
74 BP 74	占用許可写添付		道路環境/大阪府(おお さかふ) ホームページ		
道路法	許可写添付	府道等の占用許可・施行承認等	Osaka Prefectural		
		级河山本上用款京。河川伊春区域内汽港相制 款	Government 河川法申請一覧/大阪府		
河 川 法		ー級河川の占用許可・河川保全区域内行為規制、許可	(おおさかふ) ホームペ ージ [Osaka Prefectural	2	
			Government 急傾斜地崩壊危険区域内	階	(府)池田土木
			行為許可申請(急傾斜地 の崩壊による災害の防止		事務所
急傾斜地崩壊危険区域	許可写添付	区域内行為の規制、許可	に関する法律に係る申		752-4111
25.17.3.1.2.3.3.2.2.5.2.2.3			請) /大阪府 (おおさか ふ) ホームページ [Osaka		
			Prefectural Government		
Tals 174- 54-	非可尼沃 县		砂防法申請一覧/大阪府 (おおさかふ) ホームペ		
砂防法	許可写添付	区域内行為の規制、許可	ージ [Osaka Prefectural Government]		
			土砂災害防止法/大阪府 (おおさかふ)ホームペ		
土砂災害防止法	許可写添付	区域内行為の規制、許可	ージ [Osaka Prefectural		
		所定用紙に建築確認申請の配置図及び平面図を添	Government] 住居表示/池田市	_	₩ ∧ ₽ □==
新築に伴う住居表示番号	_	えて届出(住居表示番号決定まで10日程度かかりま	(city.ikeda.osaka.jp)	1 階	総合窓口課 754-6243
		す)	公本准學 1 批本部/曲 / 油		
			給水装置と排水設備/池 田市 (citv.ikeda.osaka.ip)	上下	2水道工務階課
水道法	経由印	上下水道利用についての協議	(city.ikeda.osaka.jp)	水	階 課 (給排水
下 水 道 法	N五日 口。	(事前協議書の提出が必要な場合あり)		道	窓口)
				庁	754-6190
			下水道敷の境界明示/池 田市	舎	用地管理
下 水 道 法	明示写添付	下水道敷明示の手続き	(city.ikeda.osaka.jp)		課
			- 1 Mary Mann de alt Mark		754-6300
		公共下水道施設の設置基準	下水道工務課申請様式/ 池田市		下水道工
排水施設設置指導等	占用許可写添付	下水道敷占用	(city.ikeda.osaka.jp)		務課 754-6282
		- **2.世川相ぞの徳伊について世界はウム末巻ぎの	環境衛生に関する指導基		業務センター
環境衛生に関する指導基準		ごみ排出場所の確保について共同住宅や事業所の 集積施設設置基準など	<u>準/池田市</u> (city.ikeda.osaka.jp)		未物センター 752-5580
		THE TOTAL PROPERTY OF	災害危険区域の指定状況		
災害危険区域	許可写添付	区域内建築の規制、許可	/大阪府(おおさかふ) ホームページ [Osaka		
		市経由→府の許可(審査指導課確認・検査G)	Prefectural Government	大	反府審査指導課
			宅地造成及び特定盛士等規制法		
					災害危険区域)
			に基づく宅地造成等工事許可制	(06-6210-9724
 宅地造成及び特定盛土等規	 許可写添付	(赤牡豆はみ)― 中担性の生品にキナナフ担人のでは	度(環境農林水産部)/大阪府	(中	地造成及び特定
七地坦成及U特定強工等院 制法	計可与係的 許可不要証明写添付	(森林区域外)一定規模の造成行為をする場合の手続き			地垣成及い特定 土等規制法)
中リ人ム	HI 17 F 女皿のプが用	-	(おおさかふ) ホームページ		14 4 元 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
			Osaka Prefectural		06-6210-9723
			Government]		
宅地造成及び特定盛土等規	許可写添付	(森林区域内)一定規模の造成行為をする場合の手続		大	阪府森づくり課
制法	許可不要証明写添付	き		C	06-6210-9560
at 46.0 am: 1 a		建築物(延べ面積2000㎡以上)の新築や増改築を	https://www.pref.osaka.lg.j p/o130170/kenshi_shinsa/	+ R	反府建築環境課
建築物環境計画書等の届出	_	産業物(延べ面積2000m以上)の新業や増成業を 行う場合は工事着手の21日前までに届出	casbee_index_html/casbee_ page05.html		以的连来场现际 16-6210-9725
			<u>pageound!!</u>		

消防法	_	消防同意に基づく消防用設備等の設置については 「消防用設備等設置計画書」の届出に伴う協議	消防用設備関係/池田市 (city.ikeda.osaka.jp)	池 3 予防課 田 階 754-3511		
消防水利等の設置基準		消防水利及び消防活動用空地などの協議		市 消 2 警防救急		
風営法	_	対象建築物の規制、許可	風俗営業/大阪府警本部 (osaka.lg.jp)	(府)池田警察署 06-6943-1234		
河 川 法	許可写添付	河川保全区域(猪名川)の建築行為規制、許可	猪名川河川事務所 (mlit.go.jp)	(国)猪名川河川事 務所 072-751-1111		
航 空 法	_	高さ制限の照会はHP参照	大阪国際(伊丹)空港高 さ制限回答システム (kansai-airports.co.jp)	関西エアポート株式 会社 06-4865-9601		
電波伝搬障害防止制度	_	電波伝搬障害防止区域内の地表高31mをこえる建 築物等の届出:陸上第1課	総務省 近畿総合通信局 電波伝搬障害防止制度 (soumu.go.jp)	近畿総合通信局 06-6942-8559		
近郊緑地保全区域	経由窓口は みどり農政課	区域内行為の規制、届出 みどり環境課(072-627-1121)	近郊緑地保全区域制度の 概要/大阪府(おおさか ふ)ホームページ [Osaka Prefectural Government]	北部農と緑総合事 務所 072-627-1121		